

# 熊本市公報(契約)

## 第21号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 平成30年5月9日

### 目次

|                              |   |
|------------------------------|---|
| ○入札公告（熊本市公募型市営住宅（建物提案型）買取事業） | 1 |
|------------------------------|---|

契約公告第316号

平成30年5月9日

熊本市公募型市営住宅（建物提案型）買取事業にかかる契約候補者の選定について、公募型プロポーザル方式による手続きを実施するため、次のとおり公告する。なお、本案件は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける事業である。

熊本市長 大西 一 史

#### 1 業務概要

##### (1) 業務名

- ① 熊本市公募型市営住宅（建物提案型）買取事業【南熊本地区】
- ② 熊本市公募型市営住宅（建物提案型）買取事業【舞原地区】
- ③ 熊本市公募型市営住宅（建物提案型）買取事業【塚原地区】

##### (2) 目的及び概要

熊本市の所有地である下記(3)の区内にある指定の街区において、民間事業者から災害公営住宅の整備計画の提案を受け、事業者において設計・建設した街区内全ての建物等を、熊本市が買取ることで整備期間の短縮と被災者への早期供給を図る。

##### (3) 履行場所

- ① 南熊本地区：熊本市中央区南熊本2丁目3-1の一部
- ② 舞原地区：熊本市南区城南町舞原字西247番1ほか
- ③ 塚原地区：熊本市南区城南町塚原字宮下58番5ほか

##### (4) 履行期間

- ① 南熊本地区：契約締結日から平成31年3月29日まで※
- ② 舞原地区：契約締結日から平成31年3月29日まで
- ③ 塚原地区：契約締結日から平成31年3月29日まで

※詳細は各地区の募集要領を参照のこと。南熊本地区については、議会承認後、適正工期平成31年12月27日(金)までに変更予定。

## 2 担当部局

〒 8 6 0 - 8 6 0 1

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市都市建設局建築住宅部震災住宅支援課

電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 9 8 9 (直通)

ファックス 0 9 6 - 3 5 9 - 6 9 7 8

メールアドレス shinsaijutaku@city.kumamoto.lg.jp

## 3 手続の種類

この案件は、供給計画認定申請前に公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)の確認を行い、参加資格があると認められた者による技術提案の審査結果に基づき契約候補者を決定する。

## 4 応募者の資格要件及び構成要件

- (1) 応募者が、他の市町の事業に参加している場合又は事業者となっている場合でも対象とする。
- (2) 応募者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
  - ① 熊本市に対して熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和 4 1 年規則第 1 5 号。以下「資格審査規則」という。）第 3 条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第 1 0 条に規定する有資格業者名簿に登載されている者又は、熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 2 0 年告示第 7 3 1 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。有資格業者名簿に登載されていない者は 5 (2)カ、キに示す手続きに従い資格審査を申請し、資格を有すると認められた者であること。
  - ② 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
  - ③ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
  - ④ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 1 8 年告示第 1 0 5 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
  - ⑤ 熊本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 7 年告示第 1 0 8 号。以下「市指名停止要綱」という。）及び熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 2 1 年告示第 1 9 9 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  - ⑥ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
  - ⑦ 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
  - ⑧ 事業に係る提案価格に対しての資力的な責任能力を有すること。
  - ⑨ 「建築工事業」について、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）に規定する特定建設業の許可を受けていること。
  - ⑩ 経営事項審査結果の「建築一式工事」の総合評定値が 7 5 0 点以上であること。
  - ⑪ 当該建設工事に必要な監理技術者の資格を有する者を専任で配置できること。

- ⑫ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
  - ⑬ 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 3 条に規定する免許を有する者であること。
  - ⑭ 応募者は、他のグループの構成員として重複参加してはならない。
- (3) 応募者がグループで構成される場合は、(2)⑤及び次に掲げる要件を満たさなければならない。
- ① 事業に係る提案価格に対しての資力的な責任能力を有する者をグループ代表者として定めるとともに、グループ代表者は、(2)①の要件を満たすこと。
  - ② グループ構成員は、他のグループの構成員として重複参加してはならない。
  - ③ グループは、買取市営住宅の設計及び工事監理にあたる者(以下「設計・工事監理にあたる者」という。)、建築一式工事を施工する者(以下「建設にあたる者」という。)、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明をする者(以下「重要事項説明にあたる者」という。)、で構成すること。(構成員 1 者が複数兼務も可)
  - ④ グループ構成員は、以下の要件を満たさなければならない。
    - i) 設計・工事監理にあたる者は、(2)③④⑥⑫の要件を満たさなければならない。
    - ii) 建設にあたる者は、(2)③④⑥⑨から⑪の要件を満たさなければならない。
    - iii) 建設にあたる者が複数の者で分担して実施する場合、すべての者が(2)③④⑥⑨⑩の要件を満たし、(2)⑪の要件はその内 1 者だけ満たしていれば可とする。
    - iv) 重要事項説明にあたる者については、(2)③④⑥⑫⑬の要件を満たさなければならない。
  - ⑤ 申請書提出後において、やむを得ない事情として市が承諾した場合に限り、構成員の変更及び追加を行うことができる。なお、グループ代表者の変更は認めない。
- (4) 一つの募集に対して複数の提案はできないが、同時に募集を開始する他地区と並行して応募することも可能とする。
- (5) 本件事業に事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
- 本件事業に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(2)⑤、⑨から⑬の要件を全て満たす者であること。

## 5 申請手続等

### (1) 募集要領説明書等の交付期間及び方法

平成 30 年 5 月 9 日(水曜日)から平成 30 年 5 月 23 日(水曜日)

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部局で配布する(担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第 32 号)第 1 条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、資料については、ヒアリングまでの間、2 の担当部局において閲覧に供する。

### (2) 参加表明書等の提出方法等

本件事業の参加希望者は、参加表明書及び参加資格審査調書その他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

## ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- (ア) 参加表明書（様式第 1 号）
- (イ) 参加資格審査調書（様式第 2 号）
- (ウ) 会社概要
- (エ) 略歴書、資産に係る調書
- (オ) 設計に関する資格要件を証明する書類及び事業実績
- (カ) 建設に関する資格要件を証明する書類及び事業実績
- (キ) 宅地建物取引業法に関する資格要件を証明する書類及び事業実績
- (ク) グループ構成表（グループ応募の場合）

## イ 提出期限

平成 30 年 5 月 23 日（水）午後 5 時まで

郵送する場合は、平成 30 年 5 月 23 日（水）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

## ウ 提出部数

1 部とする。

## エ 提出先

- (ア) 持参の場合

2 の担当部局

- (イ) 郵送の場合

〒 8 6 0 - 8 6 0 1

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市長（熊本市都市建設局建築住宅部震災住宅支援課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務名」及び「参加表明書等在中」を明記すること。

## オ 留意事項

- (ア) 様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。
- (イ) 事業協同組合として本件業務に参加する場合は、参加資格審査調書（様式第 2 号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても良いこととする。この場合において、うち 1 組合員でも 4 (2)⑭に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。

## カ 資格審査規則第 10 条に規定する有資格業者名簿に登載されていない者

資格審査規則第 10 条に規定する有資格業者名簿に登載されていない者も、参加表明書等及び添付書類を提出できるが、競争入札参加資格審査申請書を提出すること。提出方法等については、次によるものとする。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書の交付方法及び場所

熊本市ホームページへの掲載又は 2 の部署での配布の方法により交付するものとする。郵送又は電送（ファックス、電子メール）による交付は行わない。

- (イ) 提出方法

郵送により提出すること。

なお、郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

## (ウ) 提出期限

5 (2)イで示した参加表明書等の提出期限日とし、同日までに必着（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）とする。

## (エ) 送付先

封筒に入れ、表側に参加を希望する業務名及び工事等競争入札参加資格審査申請書類在中の旨を明記し、裏側の左下部に商号又は名称を記載のうえ、次の宛先へ送付すること（専用郵便番号のため、住所は省略して差し支えない。）。

〒 8 6 0 - 8 6 0 1

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局契約監理部工事契約課

## (オ) 提出部数

1 部とする。

## (カ) 留意事項

本件参加資格審査申請により確認される資格は本件公募型プロポーザル方式により実施される熊本市公募型買取市営住宅等（建物提案型）建設業務においてのみ有効であり、有資格者名簿に登載されるものではないので注意すること。

キ 4 (2)①に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者

4 (2)①に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、参加表明書等及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札（見積）参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

## (ク) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は、5 (2)キ(カ) a の部局において配布する（配布については休日を除く。）。配布時間は午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページの URL は、次のとおり。

[https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&id=3331](https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3331)

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

## (イ) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「開札日時」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。

## (ウ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出期限

平成 30 年 5 月 23 日（水）午後 4 時まで。郵送する場合は、平成 30 年 5 月 23 日（水）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

## (エ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。

なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

## (カ) 提出先

## a 持参の場合

熊本市中央区花畑町9番6号

マスミューチュアル生命ビル2階

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

## b 郵送の場合

〒860-8601熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

## (3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)カ、キの申請（特例規則第4条第1項の申請）をする者については、この限りでない。結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

## 6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 説明会

内容について、次により説明会を開催する。

## ① 場所 熊本市中央区花畑町9-6

マスミューチュアル生命ビル2階 契約政策課 入札室

## ② 日時 平成30年5月16日(水) 9時～10時

## ③ 参加申込

募集要領別紙1「説明会参加申込書」に必要事項を記入し、説明会前日の正午までに、ファックス又は電子メールにより送付すること。なお、電話による受付は行わない。

## 8 質疑及び回答

- (1) 質疑がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

## ア 提出方法

募集要領別紙3「質疑書」により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。

ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

## イ 提出期間

平成30年5月16日（水）から平成30年6月22日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## ウ 提出先

## 2の担当部局

ファックス096-359-6978

メールアドレス shinsaijutaku@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

回答は随時行うものとし、質問に対するすべての回答は平成 30 年 6 月 26 日（火）から開始し、平成 30 年 6 月 29 日（金）までとする。

イ 閲覧場所

2 の担当部局

9 供給計画認定申請の手続き等

対象事業者のうち、各地区募集要領に基づき提案する者（以下「応募者」という。）は、要綱等に基づき、「供給計画認定申請書」を期間内に震災住宅支援課へ提出すること。なお、持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- ① 受付期間 平成 30 年 5 月 28 日（月）から平成 30 年 6 月 15 日（金）まで  
平日の 9 時から 12 時まで、13 時から 17 時まで

10 プロポーザルに参加する者が 1 者である場合の措置

プロポーザルに参加する者が 1 者であっても、業者選定を行うものとする。

11 計画プレゼンテーション・事業ヒアリングの実施

5(3)の通知により参加資格があると確認され、9(2)を期限までに提出した者は、次に定める方法に従い、事業者を選定するものとする。

- (1) 実施日 平成 30 年 6 月 29 日（金）  
(2) 実施場所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市役所 本庁舎 7 階会議室

※時間・出席者については、別途指示するもの。

- (3) 実施方法 書類審査及びヒアリング  
(4) 供給計画認定申請等に関するヒアリングは、「熊本市公募型買取市営住宅制度の供給計画に関する選定基準」の別表 1 の各評価項目について評価する。その結果を基に、熊本市公募型買取市営住宅制度運営委員会において事業者を選定するものとする。  
(5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。  
(6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者のヒアリング実施項目については、全て 0 点として取り扱うものとする。

12 選定の方法等

(1) 選定の主体

「熊本市公募型買取市営住宅制度実施要綱」に基づき「熊本市買取市営住宅制度運営委員会」において行う。

## (2) 選定の基準

「熊本市公募型買取市営住宅の供給計画に関する選定基準」によるものとする。

## (3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、くじによりを決定する。

### 1 3 プロポーザル選定結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、結果（供給計画認定申請書等を提出した者の商号又は名称、プロポーザル参加者の商号又は名称、プロポーザル参加者ごとの評価点及び契約候補者の商号又は名称を含む。）について担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

### 1 4 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から 起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

### 1 5 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第 2 2 条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とすることができる。

- ① 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- ② 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。

#### (3) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び供給計画認定申請書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び供給計画認定申請書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び供給計画認定申請書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成 1 0 年条例第 3 3 号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び供給計画認定申請書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び供給計画認定申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。



カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 供給計画認定申請書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該申請書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(4) 供給計画認定申請書について、その内容等に瑕疵があることが判明した場合、運営委員会で審査・聴取を行い、対応を決定する。

次に定める事由が生じた場合、仮認定通知を受けた者（以下「事業者」という。）と決定した者であっても、その決定を取り消す。

i) 供給計画認定申請書等の作成に関して不正行為が認められた場合

ii) 熊本市買取市営住宅等の供給に係る基本協定書(以下「協定書」という。)に基づく仮認定通知を受けた後に、指名停止等の措置の対象となった場合

(5) 建物の引渡し時期が早まる、または遅くなる可能性がある場合は、直ちに市に相談すること。

(6) 熊本市が提示する地積図、整備基準等を参考に実現可能な計画とすること。

(7) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が 4 に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）

(9) 当該プロポーザルに付する契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 3 条の規定に該当するので、契約広報車とは仮契約を締結し、市議会の議決を経た後に正式契約となるものである。なお、議会の議決を得られなかったことにより契約候補者に損害が生じて、本市は、一切その責を負わない。

(10) 以上のほか、詳細は募集要領による。

## 1 6 S u m m a r y

### (1) Project Name

① Kumamoto City Public Housing Open Proposal-based Purchasing Project (Minami Kumamoto District)

② Kumamoto City Public Housing Open Proposal-based Purchasing Project (Mainohara District)

③ Kumamoto City Public Housing Open Proposal-based Purchasing Project (Tsukahara District)

### (2) Administrating office

〒860-8601 Kumamoto-shi, Chuo-ku, Totorihoncho, 1-1

Kumamoto City Urban Development and Construction Bureau Residential Construction Department Temporary Housing Support Section

TEL: 096-328-2989 (direct line)

FAX: 096-359-6978

Email: shinsaijutaku@city.kumamoto.lg.jp

(3) Application Documents and Procedures Dates

Submission of Intention: Wednesday, May 9, 2018 ~ Wednesday, May 23, 2018

Supply Schedule Authorization Application: Monday, May 28, 2018 ~ Friday, June 15, 2018

(4) Proposal Presentation and Hearing

Friday, June 29, 2018

(5) Other

The language and currency to be used for procedures are Japanese and Japanese Yen (JPY) respectively